

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面（14）

原告ら準備書面（9）第5に対する反論

抗生物質耐性菌との比較に関する議論について

平成 18 年 9 月 7 日

新潟地方裁判所高田支部 合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



- 1 原告らの「抗生物質耐性菌との比較に関する」議論によれば、いわゆる予防原則を極めて厳密に適用することにより、何らかのリスクが予見されるのであれば、人類にとって有用な科学実験を含め、すべての行為は行うべきではないこととなる。
- 2 したがって、抗生物質の開発についても、それが人類の健康等にいかに関与しようとして、耐性菌の発生リスクがあれば、抗生物質の開発はおこなうべきでないことになる。
- 3 科学発展による人類の公益追及を使命とする専門機関たる被告としては、原告らの「科学の進歩を一切否定するような態度」に安易に与することは一切行わない。
- 4 科学的な研究開発は、常にリスクと有用性とのバランスを考慮して行われるべきものである。被告としては、この件に関し、追って、科学発展とリスクとの関係や、本件GMイネ開発研究の有用性と予想される有害性との比較に関する意見書を近く提出する予定である。

以上